

令和7年第4回

臨時会会議録

会 期

令和7年12月22日（月）

会 議 日

令和7年12月22日（月）

東串良町議会

令和7年第4回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和7年12月22日 午前11時35分
閉 会 令和7年12月22日 午前11時56分

出席議員（9人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	7番 前田隆
8番 上園ミキ	9番 宮地利雄
10番 田之畑稔	

欠席議員（1人）

6番 西園貞美

会議録署名議員（会議規則第127条）

7番 前田隆 8番 上園ミキ

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順
副町長	大園保広
総務課長	中島孝一
福祉課長補佐	駿河崎哲郎
企画課長	浜屋啓子
総務課長補佐	上野史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	倉ヶ崎和治	書記	清瀧美東士
------	-------	----	-------

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第46号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第47号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第48号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第7号）

日程第6 議案第49号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第50号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）

会 議 の 経 過

開 会 午前 11 時 35 分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和 7 年第 4 回東申良町議会臨時会を開会します。
本日の会議に、西園貞美議員から欠席の申出がありましたので報告します。
本日の会議を開きます。
日程の報告をします。
日程は、配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番 前田 隆議員及び 8 番 上園ミキ議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日の 1 日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 3 議案第 46 号 東申良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 3 議案第 46 号 東申良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

## 会 議 の 経 過

議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第46号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第47号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第47号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第47号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が給料表及び期末勤勉手当の支給割合等について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

先ほどの全員協議会でも説明のほうがありました。改めてまた再度お伺いしたいと思います。

今回増額される分、議案第46号、47号併せてなんですけれども、全体でお幾らぐらいの増額になり、その財源はどのようになるか教えてください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、人勧分により生じたあくまでも不足額を予算としては計上しております。現在の執行残と比較しまして、人勧で増額になった分の不足をする分を今回の補正予算として計上しております。

それから、今回の人勧によって増額となった影響分につきましては、先ほど全協でお伝えしましたとおり、この改正の骨子というタイトルのところの給与分につきましては、2, 104万2, 283円、それから期末勤勉手当につきましては、909万

## 会 議 の 経 過

8,096円、それから通勤手当分に係る部分につきましては、14万3,710円、それから宿日直手当に係るものにつきましては、6,900円が影響額として生じております。

この財源につきましては、全て一般財源でございまして、そして今度は、この中でまだ金額は確定しておりませんが、普通交付税措置がある程度されますので、それにつきましては、また年内から年明け、県を通じて国から連絡があるという流れになっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第48号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第7号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第48号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を議題

会 議 の 経 過

とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第48号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,026万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億3,226万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

こちらのほうも先ほど全員協議会のほうでも同じような質問をさせていただきました。商品券の配布方法と商品券の受け取りについてお伺いします。

まず、対象世帯へ引換券を郵送し、引換券を持って商工会で商品券を交付という作業について、やはりその足、車とかそういった交通手段を持たない交通弱者の方たちのことを考えると、この工程というのは少し町民に負担があるのではないかと考えているのですが、この部分についてどういった町の考えがあり、今回このような工程というか、受け取り、配布という形にされたのかお答えください。

もう一つ、Payどんですね、以前Payどんを活用した商品券の活用されておりました。またそれが単発というか、それ以降の商品券のほうにこういったPayどんを利用した事業のほうがないということでお話を聞いております。この部分についても、町のほうで何か考えがあるのかお答えいただけたらと思います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

お答えいたします。

今回の商品券については、1月の下旬に引換券のほうを各世帯のほうに郵送いたします。それが届いた時点で、各家庭においては、商工会のほうに引換券を持って行っていただいて、商品券と交換という形になります。

その際、今、小川議員のほうから指摘のありました交通弱者のほうの考えはということなんですけれども、今までもこういった引換券による商品券の交換というのは行っておりますので、家族、親戚、また隣近所に住んでいる方々の協力を得てもらいながら、車とか交通手段のない方々は、そういう手段を取られて引換えを行っているのだろうというふうにこちらのほうでは思っております。直接取りに行けないといったことの内容の相談等はなかったもので、そちらについては、それぞれの家庭の事情の中で解決できているものと思っております。

それとP a y どんのことなんですけれども、昨年度P a y どんを活用したデジタル商品券等を実施して、今年度、令和7年度は実施はないんですけれども、今後この国の重点交付金と、それから県のほうがプレミアム商品券を実施する自治体に対して支援として補助金を交付するということが県の予算のほうで決まっておりますので、今後、こういったプレミアム商品券を活用するときには、P a y どんを活用した商品券を発行することを検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

P a y どんについては、今回早急に町民の皆様にも物価高騰対策支援ということで、商品券のほうを送りたいということで、今回計画のほうにはないんですけれども、今後また新たな計画として取り込んでいきたいということで説明をいただきました。

また、引換券を商品券に変える、最後についてなんですけれども、以前引換券のほうをという形で再発送とか、なかなか受け取りができなくてというようなお話もあったと思うんですけれども、そちらのほうも併せて説明をいただいでよろしいでしょうか。そのために今回このような工程になったとお聞きしたような気がするんですけれども、そこをまたもう一度御説明ください。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

お答えいたします。

昨年度もこの商品券引換券を普通郵便で送らせていただいて、商品券と交換していただくということで実施をしております。以前、商品券そのものを配達記録等で送るという事業があったんですけれども、そのときに支障が生じたのは、自宅にいらっしゃらない場合、受け取れないんですね。普通郵便だと、自宅のポストのほうに投函されるんですけれども、商品券そのものですと金券に当たるので、本人がいないともらえないと。そうなってきた場合、その郵便物については、一旦鹿屋郵便局のほうに戻

会 議 の 経 過

ってしまいます。そうなってきますと、不在だったお宅のほうには不在連絡票等が入って、再配達をお願いするか、または鹿屋郵便局のほうまで取りに行かないといけないという実態がありましたので、そういったところが今、郵便事業の事情も関係ありますので、現物を送付するというのでは支障があるということで、昨年から引換券という方法を取らせていただいているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

先ほども言わせてもらいましたけれども、この紙のとおり、去年も言ったばかりなのに、またこんな同じ暴挙を繰り返すと。なぜメニューを議会に示さず、今日提案して、このまま採決かということをしき言いました。去年は8つのメニューでした。今年は10のメニューがあります。これを提示しないで我々議会は何を審議できるんですか。こういうやり方はやめてくださいと言いましたよね。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員、討論ですから議案に対して賛成か反対かをまず。

4 番（瀬戸山）

だから今から言います。

議 長（田之畑）

先に言ってください。

4 番（瀬戸山）

だからその前提の話をしているところです。

それからもう一つ、去年の2月のときも、なぜ明許繰越しができるのに2月に町民の皆さんに2万円配布したわけですけど、あのときも選挙対策じゃないかと言われました。今回、なぜこんなに急ぐのか。これ、私は私なりに思いますね。複合施設賛成

会 議 の 経 過

を町民の皆さんに示してもらおうための一つ的手段だと思えます。
以上をもって、こんなやり方は納得できませんので反対します。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。
2番 小川議員。

2 番（小 川）

私は、今回の予算に関しては一応賛成の立場で述べさせていただきたいと思えます。
今回のやり方は、確かに今日いきなり説明があって、すぐに決議、いろいろな議論ができない、調査ができない、検討ができないという中で、この本会議のほうで可決をしないとイケないというのは大変難しい課題だと思っておりますし、以前からもそういったことがないよという質問があった中で、こういった流れをされたのはよくないことなのかなとは思っております。

ただ、やはり国からも年度内では難しかったとしても、できるだけ取り急ぎ町民の生活支援を検討していただくような事業を行ってほしいという説明があり、商工会などで言われているようなP a y どんの利用とか、そういった換金に関しても執行部のほうで、これまでの前例上、再発送などの難しさもあり、今回の引換券にしますという形で、様々な面で町民の生活支援を早期に解決、支援ができたらなということで取り組まれております。

また、子育て支援についても今回予算のほうが上がられておりますので、できるだけ早く皆様のもとにこういった事業、給付のほうが行われればという思いから、今回の件は、賛成させていただきたいと思えます。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから、議案第48号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第49号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第49号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第49号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億9,606万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第50号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第50号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第50号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億3,237万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 令和7年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別
会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前11時56分